

参考資料

浦安市国際交流推進関係団体補助金交付要綱（昭和63年告示第40号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（補助金の額）</p> <p><b>第4条</b> 補助金の額は、第2条第1号の団体にあつては<u>3,680,000円</u>以内、同条第2号の団体にあつては<u>400,000円</u>以内で、それぞれ市長が適当と認めた額とする。</p> <p><b>附 則</b></p> <p><u>この告示は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>（補助金の額）</p> <p><b>第4条</b> 補助金の額は、第2条第1号の団体にあつては<u>10,800,000円</u>以内、同条第2号の団体にあつては<u>1,000,000円</u>以内で、それぞれ市長が適当と認めた額とする。</p>